

京都市告示第159号

平成12年7月24日付けで認可した鳥谷自治会について、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年5月30日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 鳥谷自治会

(1) 代表者の氏名

平成18年4月1日から 平成19年4月4日まで	仲井 忠義
平成19年4月5日から 平成20年4月9日まで	谷口 修
平成20年4月10日から 平成21年4月4日まで	奥居 正敏
平成21年4月5日から 平成22年4月10日まで	畑段 治之
平成22年4月11日から 平成23年4月4日まで	塩見 賢治
平成23年4月5日から 平成24年4月4日まで	宮下 稔
平成24年4月5日から 平成25年4月4日まで	畑段 治之
平成25年4月5日から 平成26年4月4日まで	石丸 晃久
平成26年4月5日から 平成27年4月4日まで	畑段 治之
平成27年4月5日から 平成28年4月4日まで	山本 春人
平成28年4月5日から 平成29年4月29日まで	伏見 静人
平成29年4月30日から 平成30年4月4日まで	山本 春人
平成30年4月5日から 平成31年4月29日まで	安谷 誠
平成31年4月30日から	明田 忠弘

(2) 代表者の住所

平成18年4月1日から 平成19年4月4日まで	京都市右京区京北下中町6番地の16
平成19年4月5日から 平成20年4月9日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷10番地の8
平成20年4月10日から 平成21年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷25番地の4
平成21年4月5日から 平成22年4月10日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷14番地の5
平成22年4月11日から 平成23年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷10番地の14
平成23年4月5日から 平成24年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷24番地の16
平成24年4月5日から 平成25年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷14番地の5
平成25年4月5日から 平成26年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷13番地の47
平成26年4月5日から 平成27年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷14番地の5
平成27年4月5日から 平成28年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷13番地の49
平成28年4月5日から 平成29年4月29日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷13番地の3
平成29年4月30日から 平成30年4月4日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷13番地の49
平成30年4月5日から 平成31年4月29日まで	京都市右京区京北田貫町鳥谷18番地の9
平成31年4月30日から	京都市右京区京北田貫町鳥谷13番地の33

(文化市民局地域自治推進室)